



身体障害者手帳のしおり

(令和7年4月1日現在)

見附市健康福祉課
障害福祉係

見附市学校町2丁目13-30
(見附市保健福祉センター内)

TEL 61-1380
FAX 62-7052

身体障害者手帳が交付されると次のような福祉サービスが受けられます。

等級・その他の条件により受給できるサービスが異なりますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

1 障害者総合支援法によるサービス	1
2 医療費の助成	2
(1) 県障（重度心身障害者医療費助成事業）	(2) 後期高齢者医療制度
(3) 自立支援医療（更生医療）	
3 補装具・日常生活用具	3
(1) 補装具の交付（修理）	(2) 日常生活用具の給付
4 公共料金の割引	4
(1) J R・バス等の割引	(2) 県立施設等入館料等の減免
(3) 高速（有料）道路の割引について	(4) N H K放送受信料減免
(5) N T T電話番号案内料の免除	(6) 携帯電話使用料等の割引
5 交通費助成・自動車関係	6
(1) 見附市福祉タクシー利用券の交付	(2) 人工透析通院費助成
(3) 駐車禁止除外指定車証票の交付	(4) 新潟県おもいやり駐車場制度
(5) 自動車運転免許取得費の助成	(6) 自動車改造費の助成
6 社会参加にむけて	8
(1) 不在者投票制度	(2) 手話奉仕員派遣事業（意思疎通支援事業）
(3) プライベートサービス事業（点字図書・朗読テープの貸出し）	
7 経済的援助	9
(1) 障害基礎年金等の支給	(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給
(3) 見附市在宅介護見舞金	(4) 特別児童扶養手当の支給
(5) 訪問理美容サービス助成事業	(6) 児童扶養手当の支給
(7) 心身障害者扶養共済制度	
8 税の軽減について	10
(1) 所得税、県・市町村民税	(2) 自動車税（種別割・環境性能割）
	軽自動車税（種別割・環境性能割）
(3) その他の税の減免	(4) 預貯金等の利子の非課税
9 介護保険でのサービスについて	12
10 ヘルプカードについて	13

1. 障害者総合支援法によるサービス

介護保険で受けられるサービスは、介護保険制度を利用させていただきます。
くわしくは12ページを参照してください。

●ホームヘルプ(居宅介護)

ご家庭で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

利用料金は1割の定率負担です。(非課税世帯は自己負担なし)

●ショートステイ(短期入所)

介護者が入院された時、旅行等で障害者の介護ができない時、介護で疲れている時など
身体障害者施設に一時的にお預かりします。

利用料金は1割の定率負担です。(非課税世帯は自己負担なし)

その他、食費等の実費がかかります。

※手続きの流れ・・・1～2ヶ月かかります。お早目にご相談ください。

相談・申請

⇒

障害支援
区分認定

⇒

支給決定・
受給者証交付

⇒

事業所と契約・
サービスの利用

●移動支援

屋外での移動が困難な方に、外出時の円滑な移動を支援します。

利用料金は1割の定率負担です。(非課税世帯は自己負担なし)

●日中一時支援

通所により創造的な活動や機能訓練、食事、入浴サービスなどを行います。

介護保険施設(大平園、坂井園、ラポール、ケアガーデン新幸、ふるまいプラザ、はあと
ふるあたご)でのデイサービスもあります。サービス内容は施設によって異なります。

利用料金は1割の定率負担です。(非課税世帯は自己負担なし)

その他、食費等の実費がかかります。

●訪問入浴サービス

重度の身体障害で、車での送迎が困難な方に、自宅で入浴サービスを行います。

利用料金は1回あたり1割の定率負担です。(非課税世帯は自己負担なし)

専用浴槽車が自宅に伺います。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

上記以外にも様々なサービスがございます。

詳しくは健康福祉課 障害福祉係までお問い合わせください。

2. 医療費の助成

(1) 県障(重度心身障害者医療費助成制度)

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方を対象に、医療費の助成をおこないます。
ただし、所得制限があります。

下記の自己負担額以上の医療費に対して助成します。

自己負担	外 来	1回 530円 医療機関ごとに月4回まで (5回目以降無料)	入 院	1日 1,200円
------	-----	--------------------------------------	-----	-----------

入院時の食事療養費は、保険者から「標準負担額減額認定証」を交付されている方にのみ助成します。詳しくは各保険者へお問合せください。

※手続きに必要なもの 1. 申請書 2. 加入医療保険資格情報が分かるもの(資格情報のお知らせ又は資格確認書) 3. 身体障害者手帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(2) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は本来75歳以上の方が対象ですが、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方は、65歳から後期高齢者医療制度の対象になります。

※手続きに必要なもの 1. 申請書 2. 加入医療保険資格情報が分かるもの(資格情報のお知らせ又は資格確認書) 3. 身体障害者手帳

☆窓 口 健康福祉課 国民健康保険係

(3) 自立支援医療(更生医療)

身体障害者の日常生活を容易にするため、障害の除去または軽減を目的にした特定の治療に限り、医療費が1割負担となります
所得、収入により自己負担上限額があります。

角膜移植術	骨切術	口蓋裂手術	人工透析療法	ペースメーカー埋め込み術
脳シャント	人工弁置換術	じん移植術	肝臓移植術	肝臓移植後の抗免疫療法

その他、上記以外の治療でも対象になる場合がありますのでご相談ください。

〔対象者〕 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

※手続きに必要なもの 1. 申請書 2. 更生医療意見書 3. 身体障害者手帳
4. 加入医療保険資格情報が分かるもの(資格情報のお知らせ又は資格確認書。世帯内に同じ保険の加入者がいる場合は世帯分)
5. 所得、収入のわかるもの 6. 特定疾病療養受療証(マイナ保険証所持者で受療証を発行されていない方は、マイナポータル等の画面をご提示ください)

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

3. 補装具・日常生活用具

介護保険で受けられるサービスは、介護保険制度を利用させていただきます。

くわしくは12ページを参照してください。

(1) 補装具の交付(修理)

補装具は車椅子、補聴器など失われた身体の機能を補い、日常生活をより過ごしやすいするための用具です。それぞれの障害の内容によって次のような補装具の購入や修理にかかる費用の9割が支給されます。(非課税世帯は自己負担なし)

購入、修理の前に申請が必要です。

眼鏡(弱視眼鏡等)	義肢(義手、義足)	車椅子
義眼	装具(下肢、体、上肢)	補聴器
視覚障害者安全つえ	歩行補助つえ	歩行器

その他、上記以外の補装具もありますのでご相談ください。

※手続きに必要なもの

1. 申請書 2. 意見書 3. 見積書 4. 身体障害者手帳

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(2) 日常生活用具の給付

重度障害者の家庭生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するため、次のような日常生活用具を給付します。それぞれに、障害別及び等級制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。(原則1割自己負担。非課税世帯は自己負担なし) 購入の前に申請が必要です。

入浴補助用具	特殊ベッド	透析液加温器	聴覚障害者用通信装置
点字器	特殊便器	屋内信号装置	電気式たん吸引器
人工咽頭	収尿器	頭部保護帽	聴覚障害者用情報受信装置
ストマ用装具	盲人用時計	歩行支援用具	居宅生活動作補助用具(住宅改修)

その他、上記以外の品目もありますのでご相談ください。

※手続きに必要なもの

1. 申請書 2. 見積書 3. 身体障害者手帳

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

※ ストマ用装具

・年2回給付しています。

申請する月	給付月
3月	4月～9月分
9月	10月～3月分

4. 公共料金の割引

(1) JR・バス等の割引

身体障害者手帳を提示することにより公共の交通機関が割引になります。場所によって備付けの割引申込書が必要となりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。
(一部の地域・会社により内容が異なることがあります。)

主な割引内容は次のとおりです。

交通機関	手帳種別	対象区分	割引率
J R 民間鉄道	1 種	本人・介護者1人	本人と介護者が一緒に乗車する場合、乗車券・回数券・急行券・定期券50%(距離制限なし)・・・1種のみ
	2 種	本人のみ	
バス (見附市デ マンド型乗 合タクシー 含む)	1 種	本人・介護者1人	運賃50%、定期券30%(高速バス含む) ※ 介護人はバス事業者が必要と認めた場合に割引されます。 ※ 12歳未満の学生定期は割引されません。
	2 種	本人のみ 介護人は12歳未満の場合に割引されます。	
航空	1・2種	本人・介護者1人	国内各航空路線の国内線のみ (割引率は各航空会社により異なる)
船舶	1 種	本人・介護者1人	本人、介護者とも50%
	2 種	本人のみ	50%(距離制限あり→100km超)
タクシー	1・2種	本人(同乗はOK)	10%(乗車料金からの割引)

(2) 県立施設等入館料等の減免

県立自然科学館・歴史博物館・近代美術館・万代島美術館・ビッグスワンスタジアム・スワンフィールド・県立植物園温室・県立紫雲寺記念公園屋内運動施設の利用料が無料になります。窓口へ手帳を提示してください。

手帳種別	対象区分
1種	本人(介護者1人)
2種	本人のみ

(3) 高速(有料)道路の割引について

手帳種別	割引内容	利 用 条 件
1種	50%	本人運転又は介護者運転
2種	50%	本人運転の場合のみ

(一部利用できない有料道路もあります。)

※使用できる自動車については、障害者本人又は介護者が所有しているものとし、営業車及びバン・トラック等乗用にむかない車は該当しません。

※手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳 2. 車検証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も必要)
3. 運転免許証(本人運転の場合のみ)

* 令和7年3月24日よりマイナ免許証の運用が開始されました。マイナ免許証のみを所有の方は、窓口にてマイナポータル・専用アプリに記載されている免許証情報をご提示ください。
 <ETCをご利用の場合は以下のものも必要となります。>

4. ETCカード(本人名義)
5. ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETCセットアップ申込書・証明書等)

令和5年3月27日からオンラインでの申請が可能となりました。詳しくは「オンライン申請受付サイト」をご確認ください。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(4) NHK放送受信料減免

次のいずれかの世帯についてNHK放送受信料を半額または全額免除します。

障害別及び条件	減免内容
契約者が視覚障害者で世帯主の場合(等級制限なし)	半 額
契約者が聴覚障害者で世帯主の場合(等級制限なし)	半 額
契約者が身体障害者1・2級で世帯主の場合	半 額
身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、非課税世帯と認められた場合	全 額

※手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳 2. 印鑑

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(5) NTT電話番号案内料の免除措置(104番の利用が無料になります)

次のいずれかの障害のある方はNTTの番号案内が無料になります。

障害名	等級
視覚障害	1～6級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1、2級

※手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳 2. 申込書

☆窓口及び問い合わせ先 NTT支店 営業所窓口 フリーダイヤル 0120-104174

(なお、NTT電話番号案内(104)は令和8年3月31日で廃止になる予定です)

(6) 携帯電話使用料等の割引について

各携帯電話会社で障害者割引の制度があります。内容等は会社により異なります。

詳しくは店舗や案内センター等でご確認ください。

会社名	携帯電話からの問い合わせ先	一般電話からの問い合わせ先
NTTドコモ	151(無料)	0120-800-000(無料)
au	157(無料)	0077-7-111(無料)
ソフトバンク	157(無料)	0088-21-2000(無料)

5. 交通費助成・自動車関係

(1) 見附市福祉タクシー利用券の交付

在宅で身体障害者手帳1・2級及び3級の一部の交付を受けている方を対象にタクシー利用券(1冊30枚綴り)を交付しています。見附市内のタクシーを利用した時に、基本料金の助成をおこないます。(自動車税を減免されている方は除かせていただきます。)

毎年度4月1日以降交付申請が必要です。

※手続きに必要なもの

1. 申請書 2. 身体障害者手帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(2) 人工透析通院費助成

身体障害者手帳のじん臓機能障害の方で人工透析を受けるために定期的に通院をしている方を対象に通院費の一部を助成します。

(見附市福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除かせていただきます。)

毎年度4月1日以降交付申請が必要です。

※手続きに必要なもの

1. 申請書 2. 身体障害者手帳 3. 車検証 4. 障害者名義の通帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付

下記の障害認定を受けている方が運転、または同乗されている車にこの標章を掲示することにより、駐車禁止の場所及び時間制限のある場所に駐車できます。

障 害 名		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視	覚 障 害	○	○	○	○	×	×
聴	覚 障 害	—	○	○	×	—	×
平	衡 機 能 障 害	—	—	○	—	×	—
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害		—	—	×	×	—	—
肢 体 不 自 由	上肢	○	1,2項:○	×	×	×	×
	下肢	○	○	○	○	×	×
	体幹	○	○	○	—	×	—
脳原性運動機能障害(上肢・移動)		○	○	移動:○	移動:○	×	×
内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害)		○	—	○	×	—	—
免疫機能障害・肝臓機能障害		○	○	○	×	×	×

※運動機能障害は一上肢のみの障害は対象外

※手続きに必要なもの

1. 住民票(障害者本人が記載され3ヶ月以内に交付のもの)
 2. 身体障害者手帳
 3. 印鑑
- 障害者本人以外の方が代理申請する場合は、申請資格や必要書類がありますので下記窓口事前に問い合わせください。

☆ 窓 口 見附警察署 交通課 ☎63-0110

(4) 新潟県おもいやり駐車場制度

下記の交付基準を満たしている身体障害者手帳をお持ちの方へ利用証を交付します。
ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースに駐車する際に、証書を提示することで適正にご利用いただけます。

区 分			交付基準
身 体 障 害 者	視覚障害		身体障害者手帳が4級以上の方
	平衡機能障害		身体障害者手帳が5級以上の方
	肢 体 不 自 由	上肢	身体障害者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障害者手帳が6級以上の方
		体幹	身体障害者手帳が5級以上の方
		脳原性	
		上肢機能	身体障害者手帳が2級以上の方
		移動機能	身体障害者手帳が6級以上の方
その他内部機能障害等			身体障害者手帳が4級以上の方

※手続きに必要なもの 1. 申請書 2. 身体障害者手帳

代理の方が申請される場合は、身分証明書(運転免許証)の提示が必要です。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係又は見附市教育委員会 こども課

(5) 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方が、就労等のために免許を取得される場合、免許取得費用の2/3(100,000円以内)を助成します。

免許を取りに行く前に申請が必要です。

※申請に必要なもの 1. 申請書 2. 身体障害者手帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(6) 自動車改造費の助成

上肢、下肢、体幹の機能の重度(1、2級)の障害者が自ら運転するにあたり、自動車の改造が必要な場合、その費用として最高100,000円を助成します。

また、身体障害者手帳1、2級を所持し、かつ自ら自動車を運転できない車椅子利用者を乗せるために自動車を改造、購入する場合に、改造した部分(装置)について費用の一部を助成します。ただし、いずれも所得制限があります。

購入・改造の前に申請が必要です。

※申請に必要なもの

1. 申請書 2. 見積書 3. カタログ等改造部分のわかるもの 4. 身体障害者手帳
5. 免許証(本人運転のみ)

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

6. 社会参加にむけて

(1) 不在者投票制度

障害により、投票所で投票ができない方の選挙権を保证するため、郵便による在宅投票を利用することができます。対象者は下記の障害認定を受けている方です。

- 〔 ・下肢不自由、体幹不自由、移動機能障害 1～2級
・内部障害 1～3級 〕

※手続きに必要なもの 1. 身体障害者手帳 2. 印鑑

☆窓 口 見附市選挙管理委員会(市役所本庁3階総務課内) ☎62-1700

(2) 意思疎通支援事業

聴覚障害者の方が通院や公的機関の諸手続きなどの際に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣します。利用料金は無料です。

利用希望日の7日前までに申請が必要です。(緊急の場合を除く)

※手続きに必要なもの 1. 申請書

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(3) プライベートサービス事業

視覚障害の方向けに、「広報みつけ」などを音声訳CDにして提供します。併せて希望に応じた書類等の音声訳、点訳も行います。

☆窓 口 見附市社会福祉協議会 (見附市保健福祉センター内) ☎61-1352

7. 経済的援助

(1) 障害基礎年金等の支給

国民年金・厚生年金の受給前に重度障害を持つようになった人に対して、その程度に応じて障害基礎年金・障害厚生年金等が支給されます。

☆窓 口 ※相談の際は事前予約をお願いします

・国民年金……市民税務課 市民相談係(市役所本庁1階) ☎62-1700

・厚生年金……三条年金事務所 ☎0256-32-2820

(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給

在宅で、重度障害のため、日常生活において常に介護を必要とする人に対して特別障害者手当または、障害児福祉手当が支給されます。所得制限があります。

※手続きに必要なもの

1. 申請書
2. 診断書(専用様式)
3. 年金証書
4. 本人の預金通帳
5. 印鑑
6. 身体障害者手帳(所持者のみ)

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(3) 見附市在宅介護見舞金

毎年4月1日を基準日として前年度1年間中に半年以上在宅で次に該当する方を常時介護している方に対してお見舞金を支給します。

〔該当者〕 身体障害者手帳1・2級で常に介護が必要な方

(65歳以上の方、介護保険対象者の方は要介護3～5の方)

※ 手続きに必要なもの

1. 申請書
 2. 身体障害者手帳
 3. 印鑑
 4. 介護者の振込先の預金通帳
- 年 額 40,000円 (療育手帳「A」と肢体不自由1、2級の重複の場合は60,000円)

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(4) 特別児童扶養手当の支給

在宅の20歳未満の重度の障害児を扶養されている保護者の方に対して、特別児童扶養手当が支給されます。所得制限があります。

※手続きに必要なもの

1. 申請書
2. 診断書(専用様式)
3. 戸籍謄本
4. 住民票の謄本(申請書にマイナンバーの記載があれば不要)
5. 預金通帳
6. 印鑑
7. 身体障害者手帳(所持者のみ)

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(5) 訪問理美容サービス助成事業

在宅で心身の状態から理美容店へ出向くことが困難な身体障害者手帳1、2級の方に対して、訪問による理美容サービスを受けたときに、その出張費用相当額を助成します。

1人につき当該年度上限6,000円(2,000円×3枚の利用券を交付)

※手続きに必要なもの 身体障害者手帳 ☆窓 口 健康福祉課 高齢福祉係

(6) 児童扶養手当の支給

18歳未満の児童を扶養されているご家庭のお父さんまたはお母さんが重度の障害(障害年金1級程度)を持っている場合、児童扶養手当が支給される場合があります。

また、医療費について助成制度があります(ひとり親家庭等医療費助成制度)。

所得制限等の受給制限がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※手続きに必要なもの

1. 診断書(専用様式) 2. 戸籍謄本 3. 住民票謄本 4. 身体障害者手帳 など

☆窓 口 こども課 子育て応援係(市役所本庁4階) ☎62-1700

(7) 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者になり、加入者が死亡又は重度障害の状態になったとき、障害者本人に終身年金が支給されます。(最高2口まで)

〔加入資格〕

65歳未満で特に病気や障害がなく、身体障害者手帳1～3級をお持ちの児童(者)を保護する方

〔掛金〕

加入者の年齢等によって金額が違います。 ※詳しくはお問い合わせください。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

8. 税の軽減について

(1) 所得税、県・市町村民税

区 分	控除対象者	所得控除額	
		所 得 税	県・市民税
特別障害者控除	身体障害者手帳1～2級の人	40万円	30万円
障害者控除	身体障害者手帳3～6級の人	27万円	26万円
同居特別障害者 控除	特別障害者(身体障害者手帳1～2級の人)と同居している人	75万円	53万円

☆窓 口

県・市町村民税…市民税務課 民税係(市役所本庁1階) ☎62-1700

所得税…三条税務署 ☎0256-32-6211

医療費の控除等詳しいことは、それぞれの窓口にお問い合わせください。

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

身体障害者手帳をお持ちの方で下記の条件に該当する方は自動車税等が申請により免除されます。※いずれも障害・等級制限があります。

	自動車の名義	条 件
身体障害者が運転する場合	本人又は家族	障害者のための利用(通学・通院・生業・施設からの帰省等)が6か月以上継続して週1回又は月4回以上されていること(証明書必要) (注)4月1日時点で条件をみたしていること
家族の方が運転される場合	(家族所有の場合、使用者名義は本人) (注)4月1日時点	

※手続きに必要なもの

1. 車検証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も必要) 2. 身体障害者手帳

・本人運転で本人所有の場合・・・3. 免許証

・本人運転で家族所有の場合・・・3. 免許証 4. 同一生計証明書

・家族運転の場合・・・3. 証明書(通院等) 4. 同一生計証明書

○同一生計証明書は健康福祉課 障害福祉係発行します。

通院証明書等、手続きに必要な書類をすべてお持ちください。

	申請期間	申請窓口
自動車税 (種別割)	納税通知書に記載された 納期限まで	長岡地域振興局 県税部 長岡市沖田2-173-2 ☎38-2510
自動車税 (環境性能割) ※軽自動車含む	登録日	(財)長岡自動車協会 長岡市平島1-2 ☎22-1134
軽自動車税 (種別割)	納税通知書に記載された 納期限まで	見附市役所 市民税務課 民税係 (市役所本庁1階) ☎62-1700

※長岡地域振興局県税部は予約制です。事前に電話連絡をしてください。

(3) その他の税の減免

事業税、贈与税、相続税についても特別措置があります。

詳細は最寄りの税務署へお問い合わせください。

(4) 預貯金等の利子の非課税

身体障害者手帳を交付されている方は、一定の限度額まで預貯金等が非課税扱いになります。身体障害者手帳を郵便局・銀行等に提示し手続きを行ってください。

9. 介護保険でのサービスについて

身体障害者手帳が交付されていても、下記の年齢・病気により手帳を所持されている方は、介護保険でのサービスが優先となりますのでご理解をお願いします。

○ 65歳以上の方

○ 40歳～64歳の方で次の病気により身体障害者となった方

1	筋萎縮性側索硬化症
2	後縦靱帯骨化症
3	骨折を伴う骨粗鬆症
4	多系統萎縮症
5	初老期における認知症
6	脊髄小脳変性症
7	脊柱管狭窄症
8	早老症
9	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
10	脳血管疾患
11	パーキンソン病関連疾患
12	閉塞性動脈硬化症
13	関節リウマチ
14	慢性閉塞性肺疾患
15	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
16	がん(末期)

○ 介護保険のサービス

ホームヘルプサービス	ショートステイ
デイサービス	訪問入浴サービス
補装具（車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ）	
日常生活用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、便器、居宅生活活動補助用具 等）	

いずれのサービスも介護保険を申請し、介護認定が必要となります。

窓口は健康福祉課 介護保険係です。

10. ヘルプカードについて

ヘルプカードとは、「あなたの支援が必要です」を伝えるカードです。障がいがある人が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



新潟県見附市

わたしが困っていること
お断りしたいこと

カードの種類は2つあります。
ご自分が使いやすい方を、お使いください。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



新潟県見附市

障がいに関すること
障がいがあること

私の障害		私の医療資格	
フリガナ 名前		かかりつけの病院 電話番号	
フリガナ 住所		かかりつけの病院 電話番号	
生年月日	年 月 日	マイナンバー	本人印鑑
緊急連絡先		私がお願いしたいこと 困っていること	
フリガナ 名前 フリガナ 電話番号	フリガナ 本人との 関係		
フリガナ 名前 フリガナ 電話番号	フリガナ 本人との 関係		

- 健康福祉課障害福祉係の窓口にて申請書の配布及び受付をしています。また申請用紙は見附市ホームページからもダウンロードができます。
- 郵送で申請の場合は見附市健康福祉課障害福祉係へ直接郵送してください。
- 窓口にて受付された方には、その場でヘルプカードをお渡し致します。郵送で申請された方には、後日郵送させていただきます。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

届出が必要な場合	お持ちいただくもの
○ 氏名や住所、保護者が変わった	・ 手帳
○ 手帳を紛失した	・ 顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 手帳を破損した	・ 破損した手帳 ・ 顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 手帳の写真を交換したい	・ 手帳 ・ 顔写真1枚（たて4cm、よこ3cm）
○ 死亡した	・ 手帳（返還してもらいます）

届出先 見附市 健康福祉課 障害福祉係

電話：0258-61-1380

Fax：0258-62-7052

<相談機関>

●見附市健康福祉課 障害福祉係（保健福祉センター内）

☎0258-61-1380 Fax0258-62-7052

月～金（祝日・年末年始を除く）

8：30～17：15

●障がい者支援センターあさひ

見附市学校町1-16-15（ネーブルみつけ内）

☎090-1695-1350 Fax0258-32-5885

月～金（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

●相談支援事業所すきっぷ

見附市本町2-3-7

☎0258-62-2181 Fax0258-62-7581

月～金（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

●障害者相談支援センターえがお

見附市熱田町字新屋166-1（みつけワークス内）

☎080-8728-6338 Fax0258-62-7666

月～金（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

●相談支援事業所りんくるー

見附市今町1-5-26

☎090-5213-6397 Fax0258-84-7998

月～金（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

身体障害者等級別該当福祉サービス一覧表

	日常生活・介護の援助	医療費の助成			補装具・日常生活用具		公共料金の割引					交通費助成・自動車関係					社会参加に向けて	経済的援助		税の軽減		
		県障	後期高齢者医療制度	更生医療	補装具	日常生活用具	JRバス等の割引	県立施設等入館料等の減免	高速道路の割引	NHK放送受信料減免(全額)	NHK放送受信料減免(半額)	NTT電話番号案内料の免除	見附市福祉タクシー	人工透析通院費助成	駐車禁止除外指定車証票	自動車運転免許取得費	自動車改造費	不在者投票票	見附市在宅介護見舞金	心身障害者扶養共済	所得税、県・市民税	自動車税
該当ページ	1	2	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	6	7	8	8	8	8	9	10	10	11
 聴覚及び平衡機能障害	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚及び平衡機能障害	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	△
	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
 歯	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得要件等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他要件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険優先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ : 対象
△ : 一部対象

